

特定医療費（指定難病）の特例

＜既認定者（難病療養継続者）経過措置（3年間）＞

- 従来の特定疾患治療研究事業の認定者については、支給認定と合わせて、次の負担上限額の経過措置があります。
 - (1)「一般所得」「上位所得」は、原則より低い負担上限額で設定（下記の「高額かつ長期」と同様）
 - (2)重症患者については、さらに負担上限額が軽減
 - (3)入院時食事・生活療養の標準負担額は1/2

 平成29年12月31日まで

＜人工呼吸器等装着者について＞

- 人工呼吸器など生命維持装置を装着していることにより、「継続して常時」生命維持装置を装着する必要があり(※1)、かつ、「日常生活動作が著しく制限されている(※2)」患者は、階層区分に関わらず月額1,000円になります。

＜高額難病治療継続者（高額かつ長期）について＞

- 高額な医療が長期的に継続する患者(※3)で階層区分が「一般所得」「上位所得」に該当する場合、申請により自己負担上限額が軽減されます。

※3 指定難病に関する月ごとの医療費総額が5万円を超える月が、年間6回以上ある場合

(例) 医療保険が2割負担の場合、自己負担が1万円を超える月が年間6回以上

高額該当者について>

○ 症状の程度(重症度分類)九

- 病状の性質(重症度)が一定以上でない軽症者及び間諒な医療(※4)を継続することが必要な患者については、支給認定の対象となります。

※4 指定難病に関する月ごとの医療費総額が33,330円を超える月が年間3回以上ある場合

(例) 医療保険が3割負担の場合、自己負担が1万円以上の月が年間3回以上



医療費総額の確認方法について

指定難病に係る医療費に限られ、次のいずれかの方法で証明いただきます。

- ① 医療費申告書に領収書等を添付
 - ② 自己負担上限額管理票

なお、特定医療費の支給対象となる介護保険サービスに要する費用は含み、入院時の食事療養費・生活療養費は除きます。

ひと月の医療費総額を知るには、自己負担上限額管理票を
医療機関の窓口で記入してもらうことがポイントです!